

## 湯坪地熱発電所環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 4 月 2 1 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、湯坪地熱発電所環境影響評価方法書について、九電みらいエナジー株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、大分県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

### 1. 計画概要

住 所：大分県玖珠郡九重町大字湯坪  
原動力の種類：汽力（地熱）  
出 力：9, 5 0 0 kW級

### 2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 1 1 月 1 2 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 8 年 1 月 1 3 日
大 分 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 3 月 9 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 4 月 2 1 日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎  
電話：0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1（内線：4 9 2 1）

(別紙)

湯坪地熱発電所環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

冷却排水等が春井手川に排出されることにより、河川周辺の水生生物等への影響が懸念されることから、排出先河川周辺の生態系についても必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。